主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は知事の許可がなくても、契約解除の意思表示に基き、土地の明渡を命ずべきであるというが、所論は採用に値しない独自の見解にすぎない。その余の所論は単なる事実誤認の主張に帰するもので、上告適法の理由と認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	/]/	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官